仕様書

１　件名

令和７年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託

２　委託期間

　　契約締結日から令和７年10月31日まで

３　委託内容

　　別紙「令和７年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託内容」のとおり

４　個人情報の取扱い

本委託契約により知り得た個人情報については、秘密保護に万全を期し、本委託の目的以外に使用してはならない。

５　支払方法

海外派遣出発日前日までに概算で支払う。受託者は、業務委託期間終了後、速やかに精算を行うこと。精算書には、内訳書を添付することとし、求めに応じて必要書類を提出すること。

６　その他

(１)　天変地異、戦乱、暴動その他の理由により、本委託事業を安全かつ円滑に実施することが不可能であると認められる場合は、区及び受託者協議の上、本契約を変更することができるものとする。この場合において、本契約に基づき既に発生した経費については、区は、実費額を受託者に対し、支払うものとする。

　(２)　受託者の責めに帰すべき事由により、本委託事業の継続が困難となった場合、区は、本委託契約を取り消すものとする。この場合において、受託者は、本委託契約の取消しにより生じた損害について、区に賠償しなければならない。

(３)　受託者は、本委託事業の一部を第三者へ委任する場合は、あらかじめ区へ協議し、書面による承認を得なければならない。

(４)　受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

(５)　受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

(６)　本委託に関して不明な事項及び疑義が生じた場合は、区及び受託者双方協議の上、決定するものとする。